

— 重症事例 —

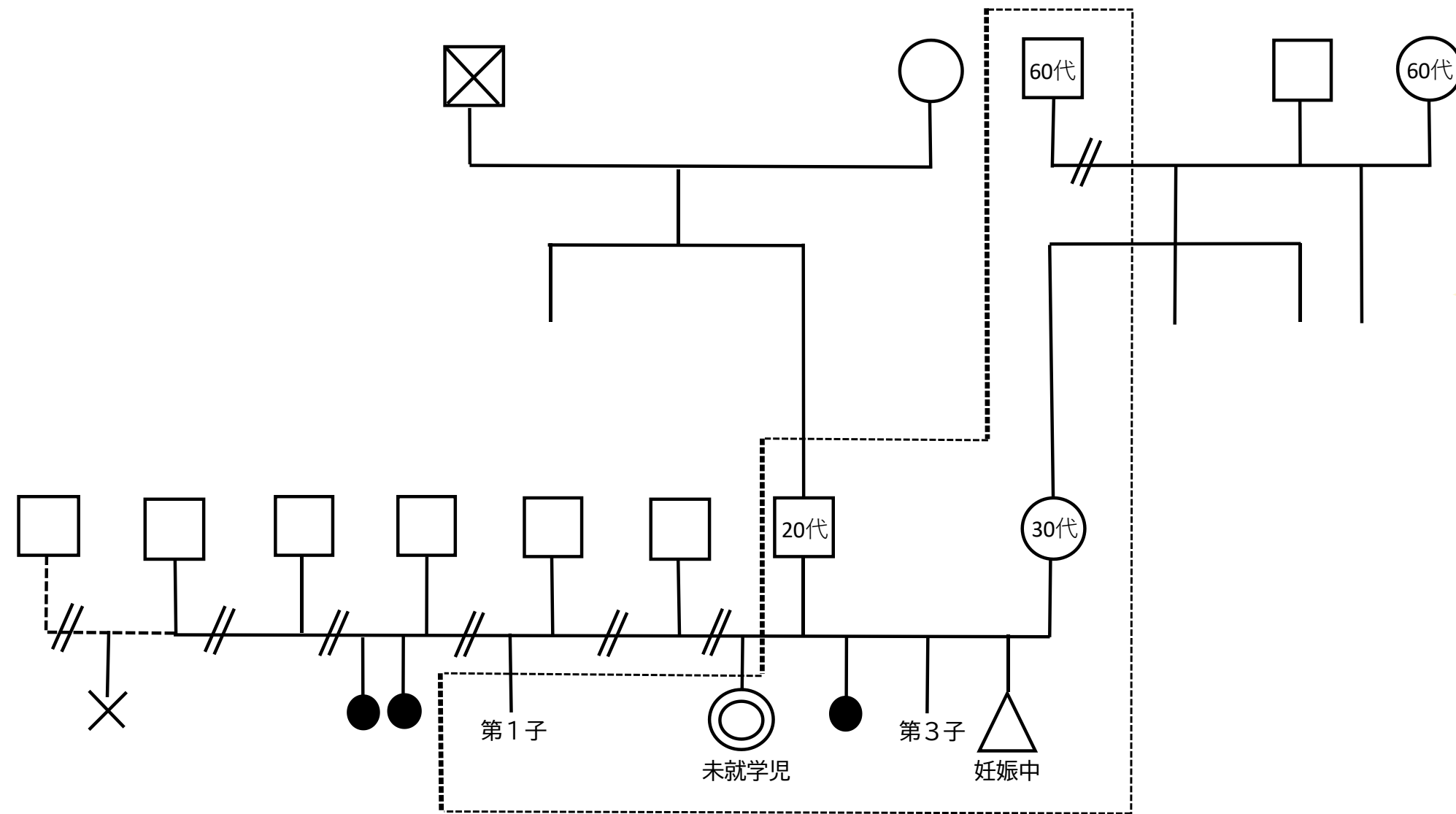
施設措置解除後に実母と養父による本児への 身体的虐待によって重症に至った事例



こども家庭審議会児童虐待防止対策部会
児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

川松 亮

施設措置解除後に実母と養父による本児への身体的虐待によって重症に至った事例



特定妊婦であった実母の第二子として出生した本児が、養父、実母、きょうだい、母方親族と生活する中で、近隣知人からの身体的虐待通告により一時保護された。

事例を理解するための情報

- 実母を特定妊婦、本児を要保護児童対策地域協議会で管理開始し、個別ケース検討会議を実施（以降、計6回実施）
- 実母は「養父が本児を可愛がるとむかつく」と発言し、本児の顔面に複数痣が発生したことを受け虐待対応担当部署は児童相談所に技術的援助を依頼を実施。児童相談所は「保育所入所を目標に、それまでの間は頻回の訪問や一時保護」を提案それを踏まえて、父母の同意を得て**本児の一時保護を実施（1回目）**
- 実母による家庭訪問拒否や本児の保育所への通所状況が安定せず、個別ケース検討会議にて関係機関間で虐待リスクの高まりを共有
- 実母が本児と共に保健所に来所した際に、本児の顔面に複数痣を発見体重減少も認めため、母子保健担当部署から児童相談所へ通告**本児の一時保護を実施（2回目）**

- 本児の施設入所後、父母が本児と月に2回の頻度で面会。父母は児童相談所にて虐待防止プログラムの受講開始
- 本児の施設入所から約半年後、外出交流の際に本児の腕に痣があることを養父が発見。乳児院から父母が強引に自宅に連れ帰り、措置停止・解除となる。
- 児童相談所は強引な連れ帰り後に父母と話し合うも、本児の再入所を拒否在宅支援（2号措置）へ切り替える。
- 児童相談所、虐待対応担当部署、母子保健担当部署がシフト体制を組み、週1回訪問を実施。本児の傷や痣の有無の確認と体重測定など都度事実確認と助言を行う。
- 近隣知人から、父母が本児へ物を投げる、髪の毛を引っ張るといった乱暴な関わりについて児童相談所へ通告。**本児の一時保護を実施（3回目）**

関係機関等

主な対応

児童相談所

要対協で本事例を把握。**虐待対応担当部署へ技術的助言を行うなどの連携、本児の一時保護実施を行う。**また、父母との面接や家庭訪問、養育状況調査、病院受診同行、虐待防止プログラムの実施など対応した。

母子保健担当部署

産前から関わり、家庭訪問を複数回行うなど出産準備やきょうだいの養育支援を実施。実母からの相談を頻回に受ける。**本児出生後も、定期的な電話連絡や家庭訪問、実母への精神科受診勧奨等を行い状況の把握をしていた。**
母子来所時の本児の状態を踏まえ通告し、一時保護となった経緯あり。
きょうだいの出生時も含め、母子との継続的な関わりを持っていた。

虐待対応担当部署

※要対協調整機関

特定妊婦として要保護児童対策地域協議会に登録、養育支援訪問を複数回実施。母子保健担当部署からの通告を受理し、児童相談所への技術的援助依頼等行いながら対応。
本児の保育所入所手続きや家庭訪問、保育所との連携で得た情報を逐次、母子保健担当部署と児童相談所と情報共有を行っていた。

保育所

きょうだい、本児の所属先として登園状況や保育所での状況、怪我・痣の有無を母子保健担当部署、虐待対応担当部署と共有を行っていた。

乳児院

入所中、乳児院内で不慮にできた本児の痣等について父母が乳児院への不信感を抱き関係性が悪化。
乳児院としても配慮をしていたが、対応が難しく在宅支援に切り替わった経緯あり。

課題

要因（抜粋）

課題 1

各機関における「こどもを中心」
としたアセスメントの強化

- ・ 本児は在宅生活の中で十分な環境で養育を受けられず、主に実母から放置されていた状況に対して、こどもの心理的・社会的な側面のアセスメントは十分に実施されていない状況であった。
- ・ 一方、こどもの身体面のアセスメントについては、関係機関間の連携を行い、頻繁に家庭訪問して本児の体重測定、傷や痣、怪我などの確認を行うといった方法でこどもの重症化を防止する措置を講じていた。

課題 2

関係機関間における
アセスメント、判断の協働強化

- ・ 虐待対応担当部署が本児の一時保護の必要性を認識しながら、踏み込んだ対応に結び付けることができなかった。

課題 3

家族内の関係性や力動の理解に
基づくアセスメントと
サポートの充実

- ・ 実母と養父の生育歴や家族内の関係性は複雑であり、幼少期からのそれぞれの生活史と関連した生きづらさを抱えていることの理解に基づくサポートにつなげるという点で、より深めたアセスメントを行う必要があった。
- ・ 本児に対する陰性感情や養父が本児をかわいがることへ嫉妬などの実母の不安定な愛着スタイルは、これまでの実母の生活史が大きく関連していることが推察される。

課題 3

家族内の関係性や力動の理解に基づくアセスメントとサポートの充実

各機関における再発防止のための着眼点とポイント

- 保護者の「生きづらさ」など、生育歴を踏まえたこどもとの愛着関係や養育能力、生活環境、経済状態、保護者間やその他の家族との関係性など、虐待の発生に影響しうる要因など、児童虐待対応で留意すべき点を念頭において多角的に家族全体の状況を把握し必要な支援を見極める必要がある。



父母の特性をどのようにアセスメントし、支援につなげられるか。



父母の特性をどのようにアセスメントし、支援につなげられるか。

母子保健担当部署

父母ともに、自身が幼少期からそれぞれの生活史と関連した生きづらさを抱えていることがアセスメントされる。

父母は逆境体験による生きづらさを抱えており、母子保健担当部署の保健師をはじめとする市区町村の支援者に対する実母からの相談内容からも、実母自身が個として受け止められることへの深いニーズがあることが推測される。

虐待対応担当部署

家族の養育機能全般を見ると、実母の生活スキルや育児スキルは未熟な面が多く、養父が育児や家事を担っている部分が多くあった。

また、実母は養父を通じて支援者に対する苦情や拒否を伝える場面もあった。これらを踏まえると、家族内のパワーバランスや家族システムへのアセスメントに基づいた支援方法を検討する必要がある。

児童相談所

父母の生育歴を踏まえたアセスメントを深めるため、関係機関とともに事例検討の場を設定する必要がある。その際には、外部専門家等からスーパービジョンを求めることも有効である。

実母の養育姿勢の改善のため、母子相互交流療法など、保護者支援のためのプログラム導入の検討も有効と思われる。

事例を踏まえた地方公共団体への提言

提言 1

多角的・客観的なアセスメントを踏まえた子どもを中心とした支援

提言 2

複数の関係機関が関与する事例における情報共有と連携の強化

提言 3

関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施

提言 4

支援の必要な保護者へ適切な支援につなげるための相談技術の向上

事例の特性に応じた対応ポイント

- 児童虐待は、家族の構造的な問題を背景として生起してくる。そのため、家族の歴史や家族間の関係、また経済的背景などを含めて総合的な見立てをすることが必要である。
- 虐待が起こるまでには保護者の幼少期からの家族歴があるため、十分な聴き取りのもとにリスクをアセスメントし、関係機関と連携して支援を行う必要がある。
- 家族関係や経済状況は支援者の予想を超えて変化することがしばしばであり、家族を固定的に捉えるのではなく、適時のアセスメントや支援計画の見直しを行う必要がある。
- 保護者自身も心身の問題を抱えていて治療が必要であったり、生育歴の問題に苦しんだりしている。一見援助を拒否しているような場合でも、虐待をしている保護者には支援が必要であるという認識を持ち、保護者との相談関係を構築して支援につなげることが重要である。

- ・ 保護者がこれまでどのような家庭で育ってきたか
- ・ 就労や家計の状態はどうか
- ・ どのような居住状況か
- ・ 心身の問題はないか
- ・ 友人や近隣とどのような人間関係にあるのか
- ・ なにがストレスであるのか

など、親側の背景要因と、こどもの障害や疾病等のこども側の背景要因、また望んだ妊娠であったのかどうかという受容の問題など、多様な要因により起こるという認識が重要である。

本事例は、今後も関係機関の関与が継続していく

現地調査における今後に向けた共通認識

- ① こどもの心理的なアセスメントの充実
- ② 関係機関による情報共有の質的な向上を図り、
単一機関による抱え込みによる対応を防ぐ
- ③ 父母の生育歴や家族の関係性について改めて関係機関で
情報を集めて共有し、事例検討を深める機会を設定する

現地調査における今後に向けた共通認識

本児は児童養護施設での支援を受けながら、親子関係再構築支援に取り組むこととなり、今後はその先の居住先を含めた支援方針を確立していくことが求められる。そのためのアセスメントがこれから深められなければならない。本家庭への支援のポイントを明確にし、関係機関が連携して支援を行っていくことが必要になる。

本事例については1年後に再ヒアリングを予定している。
本委員会として1年後のソーシャルワークの展開に注目したい。